

給食支援事業に係るFAQ（私学助成園，認可外保育施設用）

R6.7.26 第2版

番号	項目	質問	回答
1	要件	今回の事業の対象施設はどこですか。	県内の私学助成園及び私立の認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）です。
2	要件	すでに給食費の値上げを行った私学助成園等は補助対象にならないのでしょうか。	給食費について、補助対象期間に、物価高騰に起因する値上げを行っている私学助成園等については、値上げ前の水準に戻すことを補助の要件としています。 なお、補助対象期間の値上げ分を保護者へ返還するなどの調整を行った場合には、遡及して補助の対象となります。そのような調整を行わない場合には、給食費を値上げ前の水準に戻した月から補助の対象となります。
3	要件	補助対象期間以前に物価上昇に起因する値上げを行っている場合は補助対象外となるか。	補助対象期間に物価上昇率に起因する値上げを行っている場合は対象外となるが、それ以前の値上げについては補助対象外となりません。
4	要件	副食費の徴収金額が月4,500円を下回る施設については、副食費の基準単価は4,500円となりますか。それとも、施設の徴収金額となりますか。	施設の徴収金額にかかわらず、副食費の基準単価は4,500円となります。
5	対象児童	月途中の入所児童に関しては、対象児童に含めないのでしょうか。	含めません。 毎月初日の園児数で計算します。（初日が休園日の場合は、その日以降最初の開園日を初日とみなします。）
6	対象児童	施設がサービスの一環として、主食費を「無償」で提供している施設については、主食費は本事業の対象とはならないと考えておりますが、相違ないでしょうか。	主食費を「無償」で提供している施設についても、物価高騰の影響を受けていると考えられるため、月10日以上「無償」で提供している場合、主食費を含め、本事業の対象となります。
7	対象児童	園児と同様に給食の提供を受けている保育士の給食費は、本事業の対象外ですか。	本事業は、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前通りの給食等の実施が確保されるよう、必要な経費を支援するものであることから、事業の趣旨から鑑みて、保育士の給食費は対象外となります。